

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター派遣労働会員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条の規定に基づき、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター(以下「当センター」という。)が行う一般労働者派遣事業(以下「シルバー派遣事業」という。)における派遣労働者としての会員(以下「派遣労働会員」という。)に関する事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのないものについては、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会(以下「シルバー連合」という。)に定める当該規定並びにその他関係法令等の定めによる。

(適用)

第2条 この規則は、当センターの行う派遣労働会員について適用する。

(派遣労働を希望する会員の登録)

第3条 シルバー派遣事業による派遣労働を希望する会員は当センターに登録するものとする。

(派遣労働契約)

第4条 当センターは、労働派遣を希望する派遣先に対して労働者派遣を行う場合は、前条により登録した会員の希望、能力等と派遣希望事業所の就業条件等を照合して適格な者を選考し、シルバー連合に報告する。

(服務)

第5条 派遣労働会員は、派遣就業に当たってこの就業規則及びシルバー連合があらかじめ明示する労働条件通知書兼就業条件明示書に記載された就業条件に従って就業しなければならない。

2 派遣労働会員は、派遣先における就業条件があらかじめ明示した条件と異なるときは、派遣先責任者又は直接の指揮命令者に対し苦情を申し出ることができる。申し出た苦情について適切に処理されないときは、当センターに申し出ることができる。当センターは申出があったときは事情聴取のうえ、必要により連合に報告するものとする。

(派遣労働会員への苦情)

第6条 派遣労働会員は、労働条件通知書兼就業条件明示書及び派遣先の指示に従わなければならない。

- 2 派遣労働会員が前項に定める就業条件等の遵守事項に使わない等の苦情が当センターに寄せられた場合には、当センターは会員から事情聴取するものとする。
- 3 前項に規定する事情聴取の結果、改善が見られない等の事情が認められる場合には、シルバー連合に報告するものとする。

第2章 安全衛生

(安全衛生)

第13条 派遣労働会員は、派遣元等又は派遣先の行う安全衛生に関する指示等を守り、災害の防止に努め、健康の管理に留意するものとする。

- 2 第4条に示す登録に際し、当センターは派遣労働を希望する会員に対して老人保健法による基本健康診査等を受けることを徹底し、その結果の提出を求めることができる。
- 3 当センターは、前項の結果をシルバー連合の求めにより提出することができる。

(災害補償)

第14条 派遣労働会員が、業務上又は通勤途上の災害により負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償を受けることができる。

- 2 派遣労働会員が前項の補償を受けようとする場合は、当センターに報告するとともにシルバー連合に申し出るものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。